

## 利 用 上 の 注 意

- 1 調査期日現在において、休業中、操業準備中及び操業開始後未出荷の事業所は集計に含んでいません。
- 2 工業統計調査用産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠しています。
- 3 統計表中の符号の用法は、次のとおりです。

「X」…… 統計法に基づく秘匿数値（注：該当事業所数 2 以下の場合は、その内容を秘匿しました。  
また、3 以上であっても、前後の関係から秘匿数値が判明する箇所は秘匿しました。）  
「-」…… 該当数値なし 「0.0」…… 四捨五入による単位未満 「△」…… マイナス
- 4 各表中、構成比等については、四捨五入の関係で合計と内訳の計が一致しない場合があります。また、調査の単位を四捨五入して表章単位としているため、調査単位の合計と表章単位の合計や前年比等が一致しないことがあります。なお、表中の各比率は、調査の単位で計算したものを使用しています。
- 5 平成 19 年及び 20 年調査において、脱漏事業所の捕捉作業を行いました。  
また、平成 19 年調査から構内請負事業所の捕捉作業を行っています。
- 6 平成 23 年の数値は「平成 24 年経済センサス-活動調査」の調査結果のうち、経済産業省が工業統計調査の範囲に合わせるため以下全てに該当する製造事業所について集計したものです。
  - ・従業者数 4 人以上の製造事業所であること
  - ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
  - ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

また、平成 23 年の数値は「経済センサス-活動調査」の調査時点が 2 月 1 日であることなど、厳密には工業統計調査の数値と連結しない部分がある点に留意願います。
- 7 集計項目の名称及び用語の定義は、次のとおりです。
  - (1) 従業者数 個人事業主及び無給家族従業者数と常用労働者（正社員・正職員等、パート・アルバイト等、出向・派遣受入者の計）の合計
  - (2) 現金給与総額 年間に支給された常用労働者、臨時雇用者に対する諸給与額と退職金、解雇予告手当等の合計額
  - (3) 原材料使用額等 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計額
  - (4) 製造品出荷額等 製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計額で、消費税等内国消費税額を含んだ額
  - (5) 生産額 製造品出荷額+加工賃収入額+(製造品年末在庫額-同年初在庫額)+(半製品及び仕掛品年末額-同年初額)で算出。ただし、従業者 29 人以下は製造品出荷額+加工賃収入額=生産額とみなしています。
  - (6) 付加価値額 製造品出荷額等+(製造品年末在庫額-同年初在庫額)+(半製品及び仕掛品年末額-同年初額)-(消費税を除く内国消費税額+推計消費税額)-原材料使用額等-減価償却額で算出。  
ただし、従業者 29 人以下は粗付加価値額として、製造品出荷額等-(消費税を除く内国消費税額+推計消費税額)-原材料使用額等で算出。

※推計消費税額は、平成 13 年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分を除いています。

(7) 有形固定資産投資総額(従業者 30 人以上)

有形固定資産取得額 + 建設仮勘定の年間増減額(増加額 - 減少額)

(8) 工業統計調査結果に用いられる主な算式

○ 1 事業所当たり、従業者 1 人当たりの製造品出荷額等

{ 製造品出荷額等 - ( 消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額 ) } ÷ 事業所数又は従業者数

○ 原材料率(従業者 30 人以上)

原材料使用額等 ÷ { 製造品出荷額等 + ( 製造品年末在庫額 - 同年初在庫額 ) + ( 半製品及び仕掛品年末額 - 同年初額 ) - ( 消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額 ) } × 100

○ 付加価値率

・ 従業者 30 人以上

付加価値額 ÷ { 製造品出荷額等 + ( 製造品年末在庫額 - 同年初在庫額 ) + ( 半製品及び仕掛品年末額 - 同年初額 ) - ( 消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額 ) } × 100

・ 従業者 29 人以下

粗付加価値額 ÷ { 製造品出荷額等 - ( 消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額 ) } × 100

○ 現金給与率(従業者数 30 人以上)

現金給与総額 ÷ { 製造品出荷額等 + ( 製造品年末在庫額 - 同年初在庫額 ) + ( 半製品及び仕掛品年末額 - 同年初額 ) - ( 消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額 ) } × 100

8 産業中分類は、次の略称を用いています。

産業中分類番号	略 称	名 称
0 9	食 料 品	食料品製造業
1 0	飲 料 ・ たばこ ・ 飼 料	飲料・たばこ・飼料製造業
1 1	纖 維	纖維工業
1 2	木 材 ・ 木 製 品	木材・木製品製造業(家具を除く)
1 3	家 具 ・ 裝 備 品	家具・装備品製造業
1 4	パ ル プ ・ 紙	パルプ・紙・紙加工品製造業
1 5	印 刷	印刷・同関連業
1 6	化 学	化学工業
1 7	石 油 ・ 石 炭	石油製品・石炭製品製造業
1 8	プ ラ スチック 製 品	プラスチック製品製造業
1 9	ゴ ム 製 品	ゴム製品製造業
2 0	皮 革	なめし革・同製品・毛皮製造業
2 1	窯 業 ・ 土 石	窯業・土石製品製造業
2 2	鉄 鋼	鉄鋼業
2 3	非 鉄 金 属	非鉄金属製造業
2 4	金 属 製 品	金属製品製造業
2 5	は ん 用 機 械	はん用機械器具製造業
2 6	生 産 用 機 械	生産用機械器具製造業
2 7	業 務 用 機 械	業務用機械器具製造業
2 8	電 子 部 品	電子部品・デバイス・電子回路製造業
2 9	電 気 機 械	電気機械器具製造業
3 0	情 報 通 信	情報通信機械器具製造業
3 1	輸 送 用 機 械	輸送用機械器具製造業
3 2	そ の 他	その他の製造業

9 産業分類については次のとおりです。

(1) 産業分類の種類

日本標準産業分類では、大分類、中分類（2けた）、小分類（3けた）、細分類（4けた）の4種類があります。

工業統計調査では、その他に各事業所で産出される製造品及び賃加工品を、6けた番号で品目分類しています。

(2) 産業の決定方法

ア 一般的な方法

製造品及び賃加工品が単品の事業所については、品目6けた番号の上4けたで産業細分類を決定します。

また、品目が複数の場合は、

中分類：記入された商品分類番号6けたのうち、上2けたが同じである品目の製造品出荷額等の合計金額が最も多いものによって決定します。

小分類：決定された中分類のうち、上3けたが同じである品目の製造品出荷額等の合計金額が最も多いものによって決定します。

細分類：決定された小分類のうち、上4けたが同じである品目の製造品出荷額等の合計金額が最も多いものによって決定します。

イ 特殊な方法

上記の方法以外に原材料、作業工程、機械設備等により産業を決定しているものがあります。

2211 高炉による製鉄業	2221 製鋼・製鋼圧延業
2231 熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）	2232 冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
2233 冷間ロール成型形鋼製造業	2234 鋼管製造業
2235 伸鉄業	2236 磨棒鋼製造業
2237 引抜鋼管製造業	2238 伸線業
2239 その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）	

※日本標準産業分類の改定に伴い、平成26年調査から工業統計調査用産業分類も改定されました。

改定内容については表1参照。

10 統計表Ⅲ「製造・賃加工品目別結果表」について

(1) 品目分類は、平成26年工業統計調査に用いた商品分類表によります。

(2) 産出事業所数は、2品目以上製造又は賃加工を行う事業所については、それぞれの該当品目ごとに事業所数を計上しているため、延べ数となります。

11 地域区分は、次のとおりです。（調査時点での市町村名を表示しています。）

丹後地域 …… 宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町

中丹地域 …… 福知山市、舞鶴市、綾部市

南丹地域 …… 亀岡市、南丹市、京丹波町

京都都市域 …… 京都市

山城地域

乙訓地域 …… 向日市、長岡京市、大山崎町

山城中部地域 …… 宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町

相楽地域 …… 木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村

- 12 この報告書の数値は、後日、経済産業省から公表されるものと相違することがあります。
- 13 内容についての問い合わせ先  
京都府政策企画部企画統計課産業統計担当 TEL (075) 414-4509、4510（直通）

表1 工業統計調査用産業分類新旧対応表

旧	新	変更内容
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	12 木材・木製品製造業(家具を除く)	
121 製材業、木製品製造業	121 製材業、木製品製造業	
1211 一般製材業	1211 一般製材業	
1212 単板(ベニヤ)製造業	1212 単板(ベニヤ)製造業	
1213 床板製造業		
1214 木材チップ製造業	→ 1213 木材チップ製造業	分類番号変更
1219 その他の特殊製材業	1219 その他の特殊製材業	
122 造作材・合板・建築用組立材料製造業	122 造作材・合板・建築用組立材料製造業	
1221 造作材製造業(建具を除く)	1221 造作材製造業(建具を除く)	
1222 合板製造業	1222 合板製造業	
1223 集成材製造業	1223 集成材製造業	
1224 建築用木製組立材料製造業	1224 建築用木製組立材料製造業	
1225 パーティクルボード製造業	1225 パーティクルボード製造業	
1226 繊維板製造業	1226 繊維板製造業	
1227 銘木製造業	1227 銘木製造業	
	→ 1228 床板製造業	分類番号変更
24 金属製品製造業	24 金属製品製造業	
243 暖房装置・配管工事用附属品製造業	→ 243 暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業	名称変更
2431 配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)	2431 配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)	
2432 ガス機器・石油機器製造業	2432 ガス機器・石油機器製造業	
2433 温風・温水暖房装置製造業	2433 温風・温水暖房装置製造業	
2439 その他の暖房・調理装置製造業(電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く)	2439 その他の暖房・調理装置製造業(電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く)	